

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5538345号

(P5538345)

(45) 発行日 平成26年7月2日(2014.7.2)

(24) 登録日 平成26年5月9日(2014.5.9)

(51) Int. Cl.

E04H 3/08 (2006.01)

F1

E04H 3/08

B

請求項の数 3 (全 6 頁)

(21) 出願番号	特願2011-251354 (P2011-251354)	(73) 特許権者	311014749
(22) 出願日	平成23年11月17日(2011.11.17)		露木 良治
(65) 公開番号	特開2013-108212 (P2013-108212A)		静岡県沼津市本田町5-17
(43) 公開日	平成25年6月6日(2013.6.6)	(74) 代理人	100083633
審査請求日	平成25年6月11日(2013.6.11)		弁理士 松岡 宏
		(72) 発明者	露木 良治
			静岡県沼津市本田町5-17
		審査官	新井 夕起子
		(56) 参考文献	特開平03-073142 (JP, A)
		(58) 調査した分野(Int.Cl., DB名)	
			E04H 3/08
			A61C 19/00

(54) 【発明の名称】 病院用診療室

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

室内を少なくとも、待合室空間部(1)、カウンセリング室空間部(2)、複数の治療室空間部(3)、診療準備室空間部(4)に区画して成した診療室に於いて、前記診療室の中央に通路(5)を設け、該通路(5)を隔てて、その片方にはカウンセリング室空間部(2)と複数の治療室空間部(3)を窓(9)側に沿って一列に設け、この各治療室空間部(3)間及び該治療室空間部(3)と前記カウンセリング室空間部(2)とを区画する各パネル(6)の一部を開口して開口部(61)に形成し、且つ、その各開口部(61)の位置を前記通路(5)側で且つ直線状に配置したことを特徴とする病院用診療室。

【請求項2】

前記待合室空間部(1)と前記通路(5)とが連通している請求項1記載の病院用診療室。

【請求項3】

前記カウンセリング室空間部(2)の3方向にドア(7)が設けられ、且つ、3方向の前記ドア(7)のうち、前記治療室空間部(3)側と前記受付空間部(8)側の2方向の前記ドア(7)がスライド式のガラス扉(71)と成された請求項1記載の病院用診療室。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

10

20

本発明は病院用診療室に関し、特に歯科医院用診療室に関する。

【背景技術】

【0002】

最近の歯科医院の診療室は、患者のプライバシー保護のために、個室型や半個室型が増加している。この場合、完全個室とした時はプライバシー保護には有用であるが、来院患者数の多い場合には、並行して複数の患者を治療するため、診療スタッフの移動距離が大きくなり、治療効率が悪いものであった。

【0003】

このため、半個室が特に増加している。この半個室と成す時は、各診療椅子の周囲をパーティションなどで前側或いは後側を囲って区切ることにより、ある程度のプライバシーが確保でき、診療スタッフの移動距離を小さくすることができるものとなる。この半個室には、後方誘導タイプと前方誘導タイプとがある。後方誘導タイプとしては、図3に示すように患者を診療椅子の後方から誘導するタイプであり、窓から採光が可能であるが、診療スタッフの移動軌跡（以降、スタッフの動線という）と患者の移動軌跡（以降、患者の動線という）とが殆ど同じでそれを分離出来ない欠点があると共に治療室を患者が通過するため、患者から診療器具が見えるなどの欠点もあった。この長所としては各診療椅子間を移動するスタッフの移動距離が減少し治療効率が向上するものであった。

10

【0004】

一方、前方誘導タイプとしては、患者を診療椅子の前方（前面）から誘導するタイプであり、プライバシー保護とスタッフの動線と患者の動線を分離させることが出来るため、特にこの前方誘導タイプの半個室が激増している。しかしながら、患者の前方に壁やドアが配置されているため、窓からの採光が困難であり、閉塞感が強く圧迫感を与えてしまうという欠点がある。

20

【0005】

またカウンセリング室は、原則として個室であることが要求されるが、歯科医院のスペース上の制約などのため、カウンセリング室を半個室にする場合もあるが、プライバシー保護の配慮が必要であり、スタッフの動線や患者の動線と離れている場所に設ける場合もあるが、この時には、患者の案内がしにくく、使用頻度が減少してしまうのが現状であり、カウンセリング室を設けてもうまく機能していない場合が多くあり、更にはカウンセリング室を廃止或いは設けない場合も多くあった。

30

【0006】

尚、歯科医院の診療室としては、特開平7-207966号「歯科診療室」が提案されている。この構造は、歯科診療室に少なくとも二方向に延びると共に、上下各面側から取り扱うことが出来る第1収納部と共有の水洗槽とを有し、他の部分に両面側間を、仕切りを介して区画し、且つ、各面側の第2収納部を有するキャビネットを設置し、このキャビネットの各面側に術者の移動を殆んどなくして治療する治療台を配置したものである。この目的は、オープン形式であっても、ナースによる移動キャビネットを用いた準備作業が不要となると共に著しいコストの軽量を図り、且つ、診療室の空間を広くするようにしたものである。従って、特開平7-207966号は本願の目的と異なるものである。

【先行技術文献】

40

【特許文献】

【0007】

【特許文献1】特開平7-207966号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

患者のプライバシー保護が略完全に可能となると共に効率良い診療が行え、且つ、患者が安心してカウンセリングを受けることが出来る病院用診療室を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

50

## 【0009】

本発明は上記要望に応えるために成されたものであり、つまり、診療室の中央に通路を設け、該通路を隔てて、その片方にはカウンセリング室空間部と複数の治療室空間部を窓側に沿って一列に設け、この各治療室空間部間及び該治療室空間部とカウンセリング室空間部とを区画する各パネルの一部を開口して開口部に形成し、且つ、その各開口部の位置を通路側で且つ直線状に配置したものとする。また待合室空間部と通路とを連通し、カウンセリング室空間部の3方向にドアを設け、その3方向のドアのうち、治療室空間部側と受付空間部側の2方向のドアをスライド式のガラス扉と成すのが好ましい。尚、本発明で言う「診療室」とは、待合室、複数の治療室、診療準備室、手術室、X線室、スタッフルームなどが区画されている院内空間全体を指すものとする。又、本発明で言う「治療室空間部」とは、診療椅子が中央に配置されて区画されると共にそこで治療と診察が行なわれる空間を指すものとする。

10

## 【発明の効果】

## 【0010】

請求項1のように診療室の中央に通路(5)を設け、該通路(5)を隔てて、その片方にはカウンセリング室空間部(2)と複数の治療室空間部(3)を窓(9)側に沿って一列に設け、この各治療室空間部(3)間及び該治療室空間部(3)とカウンセリング室空間部(2)とを区画する各パネル(6)の一部を開口して開口部(61)に形成し、且つ、その各開口部(61)の位置を通路(5)側で且つ直線状に配置することにより、後方誘導の半個室に区画された治療室空間部(3)に形成されるため、患者のプライバシー保護が略完全に可能となると共に患者に閉塞感や圧迫感を与えず、治療に対する患者のストレスを軽減させることが出来るものとなり、且つ、窓(9)からの採光が可能なものとなり、十分な採光と開放感が得られる診療室となるのである。また患者の動線を通路(5)側に、スタッフの動線を治療室空間部(3)の開口部(61)側に、分離して平行にすると共に、各治療室空間部(3)、カウンセリング室空間部(2)、受付空間部(8)を直線に配置することにより、スタッフの動線上のどの位置からでも医師は、目視で院内全体を把握することができ、スタッフ間の情報伝達をスムーズに行うことができ、且つ、スタッフの移動距離が減少するものとなるため、診療をスムーズに行え、効率良い診療となる。更にカウンセリング室空間部(2)をスタッフの動線上に設けると共に、待合室空間部(1)と受付空間部(8)側から患者がカウンセリング室空間部(2)へ容易に入れるため、患者が安心してカウンセリングを受けることが出来るものとなった。

20

30

## 【0011】

請求項2のように待合室空間部(1)と通路(5)とを連通させることにより、患者の動線が直線状になるので、患者の移動がスムーズになる。

## 【0012】

請求項3に示すようにカウンセリング室空間部(2)の3方向にドア(7)を設け、且つ、3方向のドア(7)のうち、治療室空間部(3)側と受付空間部(8)側の2方向のドア(7)をスライド式のガラス扉(71)と成すことにより、カウンセリング室を個室として設けることが出来るため、プライバシー保護の配慮が可能となり、患者が安心してカウンセリングを受けることが出来ると共に待合室側と受付側からカウンセリング室に入ることができ、患者の案内がごく自然に行え、カウンセリング室の使用頻度が増加されるものとなる。また診療室側と受付部側の2方向をスライド式のガラス扉(71)とすることにより、常時開放状態或いは締切り状態とすることが可能であり、締めた状態であってもガラス窓を通して、診療室を見渡すことが出来るため、より効率良い診療が可能となる。

40

## 【図面の簡単な説明】

## 【0013】

【図1】本発明の実施形態の平面を示す説明図である。

【図2】本実施形態の配置を示す説明図である。

【図3】従来の後方誘導の半個室に区画された診療室の平面を示す説明図である。

【発明を実施するための形態】

50

## 【0014】

本発明の実施形態を図1、図2に基づいて説明する。(1)は待合室空間部であり、該待合室空間部(1)は後述する通路(5)と連通している。(2)は後述する受付空間部(8)の隣に区画されたカウンセリング室空間部であり、該カウンセリング室空間部(2)には3方向にドア(7)が設けられ、且つ、3方向のドア(7)のうち、後述する治療室空間部(3)側と前記受付空間部(8)側の2方向のドア(7)としてスライド式のガラス扉(71)を用いるのが好ましい。(3)は窓(9)側に沿って一列に設けた複数の治療室空間部であり、各治療室空間部(3)は後述するパネル(6)で区画されていると共に各パネル(6)の一部を開口して開口部(61)が形成されており、その各開口部(61)の位置は後述する通路(5)側で且つ直線状に配置している。また前記治療室空間部(3)の中央には図示しない診療椅子が配置されている。更に各診療椅子の前面には窓(9)がある。(4)は診療準備室空間部であり、該診療準備室空間部(4)には、滅菌装置や技工に必要な器具や装置などが備えられている。(5)は診療室の中央に設けた通路であり、該通路(5)は主に患者が行き来するために用いる。尚、前記カウンセリング室空間部(2)と複数の治療室空間部(3)は通路(5)を隔てて、その片方に区画されており、他方には、診療準備室空間部(4)、手術室空間部、X線室空間部、スタッフルーム空間部などが区画されている。

10

## 【0015】

(6)は各治療室空間部(3)とカウンセリング室空間部(2)などを区画する各パネルであり、該パネル(6)としては仕切りが出来るものであれば良いが、全体を半透明なもの或いは上部だけを半透明なガラスとしても良い。また前記パネル(6)は各空間部を完全に区画するのではなく、通路(5)側で且つ人が出入り出来る広さを確保した開口部(61)が形成されている。(7)は一般的なドアであるが、カウンセリング室空間部(2)に設けたドア(7)のうち、治療室空間部(3)側と前記受付空間部(8)側の2方向のドア(7)には、スライド式のガラス扉(71)を用いるのが好ましい。(8)は受付空間部であり、該受付空間部(8)には各診療椅子から見える場所にカルテ置き台(81)を設置し、ここに患者のカルテを立ておくと、待合室で待っている患者の人数の把握が可能となる。尚、カルテ置き台(81)に立てたカルテは、待合室から内容が見えないようにしておき、患者に聞こえないように受付スタッフと情報伝達をすることが可能となると共にカウンセリング室に患者を案内することが容易となるため、カウンセリング室の使用頻度を増加させて有効に利用することが可能となった。

20

30

## 【0016】

次に本発明に於ける患者の動線を図2に示す点線に基づいて説明する。先ず患者が受付で名前を呼ばれると、患者は待合室からカウンセリング室又は治療室に案内される。この時、カウンセリング室に案内された患者は、通路(5)側又は受付側から入る。打合せ後、患者は通路(5)側に出て、所定の治療室まで通路(5)を歩いて行けば良い。その後、X線室へ行く場合には、治療室から通路(5)側に出てX線室へ行って撮影し、通路(5)側を歩いて元の治療室へ戻れば良い。そして治療を受け、患者は治療室を通路(5)側に出て待合室又は受付前で待機する。その後、治療費を払って外に出る。

## 【0017】

一方、スタッフの動線について説明すれば、先ず患者をカウンセリングする際は、治療室側のガラス扉(71)を開けて中に入る。カウンセリングが終了後、ガラス扉(71)を開けて治療室に戻り、次の患者が待っている治療室に行き、治療を行う。治療後は次の患者が待っている治療室に行って治療を行えば良い。このように医師の移動は図2に示す白線矢印上を行き来するだけで良くなる。この時、医師は、各パネル(6)の開口部(61)が直線状に配置されていると共に各診療椅子、カウンセリング室、受付空間部も一直線に配置されているため、白線上のどの位置からでも院内全体を目視で把握することができ、院内の情報伝達がスムーズに行われるものとなる。またカウンセリング室をスタッフの動線(白線)の一部に組み込まれていることにより、診療の前後で随時、患者と面談することが出来るため、カウンセリング室が使い易いものとなる。

40

50

## 【0018】

次に医師以外のスタッフの動線について説明すれば、先ず患者がカウンセリングを終了後、X線室へ行く場合には、スタッフは治療室側のガラス扉(71)を開けて中に入り、通路(5)側に出てX線室へ案内する。撮影した後は、通路(5)側からの治療室に入る。患者の治療中は、治療室内部或いは医師の移動と同様に白線矢印上を行き来するだけで他の患者の治療室に出入り自在となるのである。

## 【0019】

このように本発明に於ける患者の動線とスタッフの動線を平行にして分離させ、且つ、各診療椅子、カウンセリング室、受付空間部も一直線に配置することにより、白線上のどの位置からでも院内全体を目視で把握することができ、院内の情報伝達がスムーズに行われるものとなると共に特にスタッフの移動量が減少され、効率良く診療が行えるものとなった。また治療準備室と治療室を通路(5)を介して区分すると共に患者から治療準備室が見えないように診療準備室空間部(4)を個室と成すことにより、患者から診療器具等が見えなくなり、且つ、洗いものや石膏練和するなどの雑音や消毒液等の臭いが治療室に流れることを遮断することが出来るため、治療のストレスを軽減することも出来るものとなる。

10

## 【符号の説明】

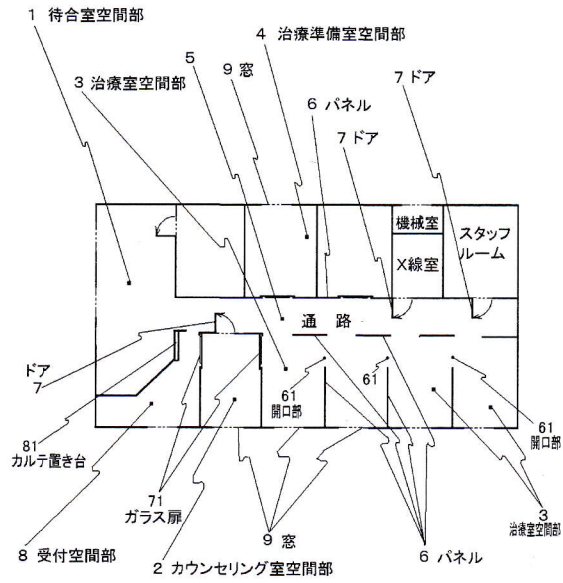
## 【0020】

- 1 待合室空間部
- 2 カウンセリング室空間部
- 3 治療室空間部
- 4 診療準備室空間部
- 5 通路
- 6 パネル
- 61 開口部
- 7 ドア
- 71 スライド式のガラス扉
- 8 受付空間部
- 9 窓

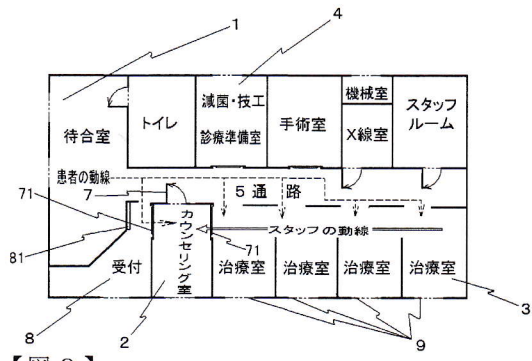
20

30

【図1】



【図2】



【図3】

